

年 月 日

平成

年

分の

所得税及び復興特別所得税

の確定申告書A

第一表（平成二十六年分以降用・ふるさと納税をされた方専用）

住 所 (又は居所)	〒											フリガナ																										
	氏 名																						性 別		世帯主の氏名										世帯主との続柄			
	男 女																						生 年 月 日		電 話 番 号										自 宅 ・ 勤 務 先 ・ 携 帯 番 号			
平成 年 1 月 1 日 の 住 所																							番 号												翌 年 以 降 用		☐	

収入金額等		給 与	⑦																				
		公的年金等	①																				
雑	その他	②																					
	配 当	③																					
一時	配 当	④																					
	一 時	⑤																					
所得金額	給 与	①																					
	雑	②																					
	配 当	③																					
	一 時	④																					
	合 計	⑤																					
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥																					
	小規模企業共済等掛金控除	⑦																					
	生命保険料控除	⑧																					
	地震保険料控除	⑨																					
	寡婦・寡夫控除	⑩	〇〇〇〇																				
	勤労学生・障害者控除	⑪	〇〇〇〇																				
	配偶者(特別)控除	⑫	〇〇〇〇																				
	扶 養 控 除	⑬	〇〇〇〇																				
	基 礎 控 除	⑭	〇〇〇〇																				
	⑥から⑭までの計	⑮																					
	雑 損 控 除	⑯																					
	医 療 費 控 除	⑰																					
	寄 附 金 控 除	⑱																					
	合 計	⑲																					
	税 理 士 署 名 押 印		⑳																				
電話 番 号		㉑																					
税理士法第30条の書面提出有		㉒																					
税理士法第33条の2の書面提出有		㉓																					

課税される所得金額 (⑤ - ⑲)	㉔	〇〇〇									
上の㉔に対する税額	㉕										
配 当 控 除	㉖										
(特定増改築等)区分 住宅借入金等特別控除	㉗										
政党等寄附金等特別控除	㉘										
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除	㉙										
差 引 所 得 税 額 (㉔ - ㉕ - ㉖ - ㉗ - ㉘ - ㉙)	㉚										
災 害 減 免 額	㉛										
再 差 引 所 得 税 額 (基準所得税額) (㉚ - ㉛)	㉜										
復興特別所得税額 (㉜ × 2.1%)	㉝										
所得税及び復興特別所得税の額 (㉜ + ㉝)	㉞										
外国税額控除	㉟										
所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収税額	㊱										
所得税及び復興特別 所得税の 申告納税額	㊲	〇〇									
還付される 金 額	㊳	△									
配偶者の合計所得金額	㊴										
雑所得・一時所得の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	㊵										
未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	㊶										
申告期限までに 納付する金額	㊷	〇〇									
延 納 届 出 額	㊸	〇〇〇									

還受 付 さ れ る 税 金 の 所	郵便局 名 等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
口座番号 記号番号	預 金 種 類	普通 当座 納税準備 貯蓄	

※ 復興特別所得税額㉝欄の記入をお忘れなく。

区分異動管理納管	A B C D B F G H I J K	年 月 日	通 信 日 付 印	年 月 日	一連 番号
----------	-----------------------	-------	-----------	-------	----------

(税 理 士 署 名 押 印 電 話 番 号) ㉑

税理士法第30条の書面提出有 ㉒ 税理士法第33条の2の書面提出有 ㉓

平成 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書 添付 書類 台紙

住 所 (又 は 業 務 所 居 所 など)		フリガナ 氏 名	
---------------------------	--	-------------	--

⑤	の り し ろ
源 泉 徴 収 票	

④	の り し ろ
社 会 保 険 料 控 除 関 係 書 類 小規模企業共済等掛金	

③	の り し ろ
生 命 保 険 料 控 除 関 係 書 類	

②	の り し ろ
地 震 保 険 料 控 除 関 係 書 類	

①	の り し ろ
寄 附 金 控 除 関 係 書 類	

申告書を提出する場合は、上記の書類（該当するものに限りです。）を申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります（源泉徴収票は添付が必要です。）。

書類を添付する場合は、この台紙に源泉徴収票などの書類を①から⑤の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。

- ※ この台紙からはみ出さないように貼ってください。
- ※ 医療費の領収書等は、この台紙には貼らずに、医療費の明細書（封筒）や適宜の封筒に入れて提出してください。
- ※ ①から⑤以外の書類やのりしろで貼りきれない大きな書類は、この台紙の裏面に貼ってください。

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

番号

F A 0 0 6 4

住所
フリガナ氏名

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
		所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の 合計	円

雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円

住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平 . .	
			平 . .	
給与・公的年金等に係る所得以外（平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択				☐ 給与から差引き ☐ 自分で納付
配当に関する住民税の特例				
非居住者の特例				
配当割額控除額				
寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分	円	条 例 指定分	都道府県 市区町村
	住所の共同基金、 日赤支部分			
別居の控除対象配偶者・控除対象 扶養親族の氏名・住所		氏名	住所	

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料 円	⑦ 掛金の種類	支払掛金 円
	合 計		合 計	
⑧ 生命保険料控除	新 生 命 保険料の計	円	旧 生 命 保険料の計	円
	新個人年金 保険料の計		旧個人年金 保険料の計	
	介護医療 保険料の計			
	⑨ 地震 保険料の計	円	旧長期損害 保険料の計	円
⑩ 本人 控除事項	☐ 寡婦（寡夫）控除 （ ☐ 死 別 ☐ 生 死 不 明 ☐ 離 婚 ☐ 未 帰 還）		☐ 勤労学生控除 学校名 （ ）	
	⑪ 氏 名			
⑫ 配偶者 控除	配偶者の氏名	生 年 月 日	☐ 配偶者控除 ☐ 配偶者特別控除	
		明・大 昭・平 . .		
	控除対象扶養親族の氏名	続 柄	生 年 月 日	控 除 額 万円
			明・大 昭・平 . .	
⑭ 配偶者 控除・扶 養控除			明・大 昭・平 . .	
			明・大 昭・平 . .	
	⑭ 扶養控除額の合計			万円

⑰ 雑 損 控 除	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類など	
		. .		
	損 害 金 額 円	保険金などで補填される金額 円	差引損失額のうち 災害関連支出の金額 円	
⑱ 医療 費控除	支払医療費	円	保険金などで 補填される金額	円
⑲ 寄附 金控除	寄 附 先 の 所在地・名称		寄 附 金	円

特例適用条文等

一連
番号

住所 (又は居所)	〒											フリガナ										
											氏名											
											性別	世帯主との続柄										
平成 年 1月1日 の住所											男 女											
										生年月日	電話 自宅・勤務先・携帯											
										番号	送付 年 以 降 要											

(単位は円)

収入金額等	給 与	⑦										
	雑 公的年金等	①										
	そ の 他	②										
	配 当	③										
所得金額	一 時	④										
	給 与	①										
	雑	②										
	配 当	③										
所得から差し引かれる金額	一 時	④										
	合 計	⑤										
	社会保険料控除	⑥										
	小規模企業共済等掛金控除	⑦										
	生命保険料控除	⑧										
	地震保険料控除	⑨										
	寡婦、寡夫控除	⑩										
	勤労学生、障害者控除	⑪										
	配偶者(特別)控除	⑫										
	扶 養 控 除	⑬										
	基 礎 控 除	⑭										
	⑥から⑭までの計	⑮										
	雑 損 控 除	⑯										
	医 療 費 控 除	⑰										
	寄 附 金 控 除	⑱										
	合 計	⑲										

税 金 の 計 算	課税される所得金額	①										
	(⑤ - ②⑩)	②										
	上の②に対する税額	③										
	配 当 控 除	④										
	(特定増改築等) 区分	⑤										
	住宅借入金等特別控除	⑥										
	政党等寄附金等特別控除	⑦										
	住宅耐震改修特別控除 区分	⑧										
	住宅特定改修 認定住宅 新築等特別税額控除	⑨										
	差 引 所 得 税 額	⑩										
そ の 他	(②③-④⑤-⑥⑦-⑧⑨-⑩)	⑪										
	災 害 減 免 額	⑫										
	再 差 引 所 得 税 額	⑬										
	(基準所得税額)	⑭										
	復興特別所得税額	⑮										
	(⑬ × 2.1%)	⑯										
	所得税及び復興特別所得税の額	⑰										
	(⑬ + ⑮)	⑱										
	外国税額控除 区分	⑲										
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	⑳										
延納の届出	所得税及び復興特別所得税の申告納税額	㉑										
	納める税金	㉒										
	還付される税金	㉓										
	配偶者の合計所得金額	㉔										
	雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㉕										
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉖										
	申告期限までに納付する金額	㉗										
	延 納 届 出 額	㉘										

(税 理 士 署 名 押 印 電 話 番 号)

税理士法第30条の書面提出有	☐	税理士法第33条の2の書面提出有	☐
----------------	--------------------------	------------------	--------------------------

受取付される税金の所	郵便局 名 等	預 金 種 類	普通 当座 納税準備 貯蓄
口座番号	記号番号		

- 収受事実を確認されたい方は、収受日付印を押なつしますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)
- ※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。
- この申告書を提出される方は、住民税の申告書を提出する必要があります。

第一表 ○ この用紙は控用です。 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

解							

第二表 ○この用紙は控用です。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成 25 年分から平成 49 年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の 2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

FA0110

税務署長 平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

再差引所得額
(基準所得税額)
(32 - 33)

復興特別所得税額
(34 × 2.1%)

所得税及び復興特別所得税の額
(34 + 35)

給与 ① 1 5 6 4 5 0 0

配当 ② 1 5 6 4 5 0 0

一時 ③

合計 ④ 1 5 6 4 5 0 0

⑤ 1 5 6 4 5 0 0

社会保険料控除 ⑥ 2 6 0 4 9 7

小規模企業共済等掛金控除 ⑦

所得金額

復興特別所得税額
(34 × 2.1%)

所得税及び復興特別所得税の額
(34 + 35)

外国税額控除

⑧ 2 2 1 0 0

⑨ 4 6 4

⑩ 2 2 5 6 4

⑪ 2 2 1 0 0

⑫ 2 2 1 0 0

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑ 4 4 2 0 0 0

㉒ 2 2 1 0 0

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

1 電話番号 XXX - XXX - XXXX

2 住宅・勤務先・携帯 電話番号 XXX - XXX - XXXX

3 送付年 送付月 送付日

4 送付年 送付月 送付日

5 送付年 送付月 送付日

6 送付年 送付月 送付日

7 送付年 送付月 送付日

8 送付年 送付月 送付日

9 送付年 送付月 送付日

10 送付年 送付月 送付日

11 送付年 送付月 送付日

12 送付年 送付月 送付日

13 送付年 送付月 送付日

14 送付年 送付月 送付日

15 送付年 送付月 送付日

16 送付年 送付月 送付日

17 送付年 送付月 送付日

18 送付年 送付月 送付日

19 送付年 送付月 送付日

20 送付年 送付月 送付日

21 送付年 送付月 送付日

22 送付年 送付月 送付日

23 送付年 送付月 送付日

24 送付年 送付月 送付日

25 送付年 送付月 送付日

26 送付年 送付月 送付日

27 送付年 送付月 送付日

28 送付年 送付月 送付日

29 送付年 送付月 送付日

30 送付年 送付月 送付日

31 送付年 送付月 送付日

32 送付年 送付月 送付日

33 送付年 送付月 送付日

34 送付年 送付月 送付日

35 送付年 送付月 送付日

36 送付年 送付月 送付日

37 送付年 送付月 送付日

38 送付年 送付月 送付日

39 送付年 送付月 送付日

40 送付年 送付月 送付日

41 送付年 送付月 送付日

42 送付年 送付月 送付日

43 送付年 送付月 送付日

44 送付年 送付月 送付日

45 送付年 送付月 送付日

46 送付年 送付月 送付日

47 送付年 送付月 送付日

48 送付年 送付月 送付日

49 送付年 送付月 送付日

50 送付年 送付月 送付日

51 送付年 送付月 送付日

52 送付年 送付月 送付日

53 送付年 送付月 送付日

54 送付年 送付月 送付日

55 送付年 送付月 送付日

56 送付年 送付月 送付日

57 送付年 送付月 送付日

58 送付年 送付月 送付日

59 送付年 送付月 送付日

60 送付年 送付月 送付日

61 送付年 送付月 送付日

62 送付年 送付月 送付日

63 送付年 送付月 送付日

64 送付年 送付月 送付日

65 送付年 送付月 送付日

66 送付年 送付月 送付日

67 送付年 送付月 送付日

68 送付年 送付月 送付日

69 送付年 送付月 送付日

70 送付年 送付月 送付日

71 送付年 送付月 送付日

72 送付年 送付月 送付日

73 送付年 送付月 送付日

74 送付年 送付月 送付日

75 送付年 送付月 送付日

76 送付年 送付月 送付日

77 送付年 送付月 送付日

78 送付年 送付月 送付日

79 送付年 送付月 送付日

80 送付年 送付月 送付日

81 送付年 送付月 送付日

82 送付年 送付月 送付日

83 送付年 送付月 送付日

84 送付年 送付月 送付日

85 送付年 送付月 送付日

86 送付年 送付月 送付日

87 送付年 送付月 送付日

88 送付年 送付月 送付日

89 送付年 送付月 送付日

90 送付年 送付月 送付日

91 送付年 送付月 送付日

92 送付年 送付月 送付日

93 送付年 送付月 送付日

94 送付年 送付月 送付日

95 送付年 送付月 送付日

96 送付年 送付月 送付日

97 送付年 送付月 送付日

98 送付年 送付月 送付日

99 送付年 送付月 送付日

100 送付年 送付月 送付日

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、是非ご利用ください。

国税庁ホームページ